

愛知淑徳大学 4 年次編入学規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛知淑徳大学学則第 26 条第 2 項および学則第 26 条第 5 項の規定に基づき、本学の複数学位取得を志願する者の 4 年次編入学に関して必要な事項を定める。

（編入学の時期）

第 2 条 編入学の時期は、学年の始めとする。

（修業年限及び在学年限、並びに休学期間）

第 3 条 学生の修業年限及び在学すべき年数は、学則第 6 条第 2 項、第 26 条第 3 項に定めるところによる。

2 4 年次編入学生の休学期間は、通算して 1 年を超えることはできない。

（志願手続き）

第 4 条 4 年次編入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、4 年次編入学試験願書その他所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

（選考）

第 5 条 4 年次編入学試験願書を受理したときは、志願先の学部において所定の方法により選考を行うものとする。

2 前項の選考による志願者の合否については、当該学部教授会において判定するものとする。

3 学長は、教授会の判定に基づき合格者を決定する。

（入学許可）

第 6 条 学長は、前条により合格した者のうち指定の期日までに所定の書類を提出し、所定の学納金を納入した者について入学を許可する。

（既修得単位の取扱い）

第 7 条 4 年次編入学した学生の既修得の専門教育科目、全学共通履修科目、学部認定科目等の単位は、新所属学部（複数学科・専攻によって構成される学部においては編入後の学科・専攻）の単位に個別認定もしくは区分変更認定等する。

2 既修得単位の認定は、教授会が行なう。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。